

改正後	改正前
<p>1 目的</p> <p>本要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）第97条第8項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）第86条第2項の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）が受けなければならない外部評価に関して、必要な事項を定める。</p> <p>3 自己評価及び外部評価の実施回数</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>当該事業所の存する市町の職員又は地域包括支援センターの職員（以下「市町等の職員」という。）が、過去1年間に開催された運営推進会議に3回以上出席していること。</u></p> <p>エ <u>過去1年間に開催された運営推進会議のうちに市町等の職員が出席しない会議がある場合は、当該事業所が、市町又は地域包括支援センターに対し、事前に当該会議の議題を通知するとともに、事後に当該会議の内容を報告していること。</u></p> <p>オ 別紙4の「1自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の</p>	<p>1 目的</p> <p>本要綱は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号。）第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号。）第86条第2項の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者並びに指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）が受けなければならない外部評価に関して、必要な事項を定める。</p> <p>3 自己評価及び外部評価の実施回数</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、前記(1)の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。</p> <p>なお、当該実施回数を適用することについて、あらかじめ、当該事業所の指定及び監督を行っている市町と協議し、同意を得るものとする。</p> <p>ア 別紙4の「1自己評価及び外部評価結果」及び「2目標達成計画」を市町に提出していること。</p> <p>イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。</p> <p>ウ <u>運営推進会議に、原則として事業所の存する市町の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。</u></p> <p>エ 別紙4の「1自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の</p>

2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月15日から施行する。
- 2 改正後の香川県地域密着型サービス外部評価実施要綱の規定（3(2)ウ及びエ）は、平成29年4月1日以後に実施される外部評価について適用する。